

令和2年10月7日
府 中 市

令和3年度予算編成方針

1 国の動向

国は、本年7月21日の閣議で示された「令和3年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題である一方、来年度における予算をはじめとする対応について、現時点で、予見することに限界がある、としています。そのうえで、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望ができるとしていますが、その際には、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしています。

また、9月の月例経済報告において、経済の先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

2 令和3年度の見通しと削減目標

本市における令和3年度の歳入の見通しは、新型コロナウイルス感染症による税収への影響が不透明な情勢であることに加え、税制改正による法人市民税の減少が見込まれることから、市税の減少幅がリーマンショック時以来の大きさとなる可能性があります。

一方、歳出では、増加傾向である扶助費や繰出金などの社会保障関係経費への対応をしつつ、新型コロナウイルス感染症、公共施設の老朽化などの課題を取り組んでいく必要があります。

これらを考慮した上で、令和3年度一般会計予算における既存の事務事業に係る経費の削減目標額を総額で7億円とします。

3 予算編成の基本的な考え方

(1) 本市を取り巻く状況や財政見通しを踏まえつつ、「令和3年度の市政運営及

び予算編成に関する基本方針」に基づき、第6次府中市総合計画後期基本計画に掲げる施策の推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策を継続します。

- (2) 府中市公共施設等総合管理計画に基づき、中長期的な観点を維持しつつ、公共施設及びインフラの着実な保全を図ります。
- (3) 持続可能な財政構造を維持していくため、財源の確保に努めるとともに、削減目標の達成に向け、経費の削減と事務事業の見直しに取り組みます。

4 予算見積りに当たっての留意事項

(1) 全般

ア 「令和3年度の市政運営及び予算編成に関する基本方針」に掲げているとおり、令和3年度予算において、要求される事業の全てを実施することが困難であることから、廃止・休止・先送りを含めた事業の抜本的な見直しに取り組むこととします。

イ 限られた財源を適切かつ有効に活用するという観点から、令和元年度の決算状況や今年度の執行状況など、不用額の発生要因を分析し、その縮減に努めることとします。

ウ 議員や監査委員からの指摘事項、採択された請願や陳情、市長への手紙、職員の提案、市議会各会派からの要望事項等については、十分に検討の上適切に対応することとします。

エ 経常的経費は、A経費、B経費、C経費の3区分とし、内訳は次のとおりとします。

(ア) A経費は、新規事業、レベルアップ事業、見直し事業及び廃止事業とします。

(イ) B経費は、日額・時間額制会計年度任用職員分を除く人件費、扶助費、公債費、繰出金、府中市補助金等審査委員会において審査する補助金、一部事務組合負担金及び積立金並びに指定管理者委託事業を除いた債務負担行為解消事業とします。

(ウ) C経費は、A経費及びB経費に属さない経常的経費とします。

(2) A経費

ア 新規事業及びレベルアップ事業は、国及び東京都の積算、過去現在の類似する事務事業、他自治体における実績等を考慮し適正な見積りを行うこととします。

イ 新規事業及びレベルアップ事業は、原則として見直し事業及び廃止事業により生じた財源により実施することとします。

ウ ただし、新規事業及びレベルアップ事業のうち、数年以内の短期間で集中的に取り組む事業については、基金を財源とすることができることとします。

(3) B 経費

ア 人件費は、給与の適正化や超過勤務の縮減等のこれまでの取組を予算に反映させるとともに、決算状況などを踏まえ、その抑制を図ることとします。

イ 扶助費及び繰出金は、国や東京都の動向などの情報収集を行うとともに、決算状況などを精査することとします。

ウ 扶助費は、水準や対象の見直しを図るなかで、生活保護費を除き原則として令和2年度当初予算額の2%増を限度とします。

エ 補助金は、状況の変化を踏まえた必要性、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化の観点から精査を行うこととします。

オ 一部事務組合負担金は、積算根拠を明確にした上で、適正な見積りを行うこととします。

(4) C 経費

ア 財源の重点化を図るため、事務事業単位で削減率を定めます。削減率は、令和2年度当初予算対比で、後期基本計画における重点プロジェクト対象事業は現状維持、その他の事務事業は5%減とします。

イ ただし、いずれの区分でも施設管理経費及び後期基本計画に定める行財政運営に関する施策に係る経費は2%減とします。

ウ 各事務事業は、目的や効果を検証し、期待する効果が得られていない場合は、積極的に見直しを図ることとします。

エ 特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大により令和2年度に実施を取りやめた事務事業については、当該事務事業の廃止・休止を含め検証することとします。

(5) 投資的経費

ア 後期基本計画に基づく事業、債務負担行為解消事業及び安全性などの観点から緊急度の高い事業に係るものを優先することとします。

イ 公共施設マネジメント及びインフラマネジメントの観点を踏まえ、中長期的な視点で優先順位を定めることとします。

ウ 予算の見積りに当たり民間や他自治体等との比較を行うなど、市場動向を反映させて、コストの縮減に努めることとします。

エ 公共用地の取得は、府中市土地開発公社への公共用地の先行取得の依頼を含めて、後期基本計画において予定されている事業に限ることとします。

(6) 歳入

- ア 市税は、税制の動向と社会経済情勢の推移を的確に把握し積算するとともに、徴税努力の効果も反映させることとします。
- イ 使用料及び手数料は、原価計算に基づき、適正な受益者負担を図ることとします。
- ウ 国庫・都支出金は、国や東京都の予算編成の動向に留意し、制度改正等も含め、可能な限りの財源確保に努めることとします。
- エ 市債は、将来の財政負担を考慮して、適正な範囲内の借入れを行うこととします。
- オ その他歳入確保のための取組を積極的に行うこととします。

(7) 特別会計等

- ア 各特別会計及び下水道事業会計は、その設置目的や一般会計からの繰入基準に沿って適正な見積りを行うこととします。
- イ また、適正な受益者負担となるように努めるとともに、積極的な歳入確保を図ることとします。
- ウ 競走事業は、公営企業会計として適切な経営管理と売上増に努め、収益事業収入を確保することとします。

(8) その他

- 見積りに当たっては、別に定める予算編成要領及び予算編成基準により積算することとします。